

令和 2 年 10 月 23 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会

部会長 竹中 啓之

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の  
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和 2 年 8 月 25 日鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	竹中啓之	松枝千鶴	山本晃正
労働者代表委員	加治屋忍	新内親典	吉海江俊也
使用者代表委員	小原秀治	中村博之	森山麗子

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金

- 1 適用する地域  
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者  
前号の地域内で自動車（新車）小売業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車（新車）小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者  
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げるものを除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
  - (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金  
1時間 847 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの  
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日  
法定どおり



令和2年10月23日

鹿児島労働局長  
三輪 宗文 殿

鹿児島地方最低賃金審議会  
会長 石塚 孔信

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年8月25日付け鹿労発基0825第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。